[事案 29-157] 新契約無効請求

• 平成 30 年 2 月 4 日 和解成立

<事案の概要>

契約時に募集人から説明された内容が誤りだったことを理由として、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成27年9月に契約した終身保険について、以下の理由により保障内容を誤認したので、 契約を無効として既払込保険料を返還してほしい。

- (1)募集人は、自分が気にしていた三大疾病罹患の際に、保険料の支払いは不要になると説明したが、そのために申込みが必要な三大疾病保険料払込免除特約の説明をしなかった。
- (2)募集人は17年後の解約返戻金を800万円と説明していたが、その説明は誤りだった。

<保険会社の主張>

- (1)募集人は申立人が主張するような誤った説明をしていない。
- (2) 契約時、申立人に渡した設計書には、申立人が主張するような記載はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の誤説明等があったとは認められないが、以下の理由から、本件 は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾 を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

(1)募集人の契約概要についての説明方法によっては、本件紛争を回避できた可能性がある。